

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

教育委員会事務局

県立学校

学校以外の教育機関

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年十月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

別記様式中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。